

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 健司		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113			
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700			
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/			
資(基)本金等	10,200,000円	うち県の出資等 ・割合	3,300,000円	32.4%		
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	6,829千円	平均年齢 ※	61.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	13名	うち県派遣	6名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,356千円	平均年齢 ※	40.1才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

民間による管理型最終処分場の設置は地域住民の理解や協力が得られない場合が多いため、公共の信用力に基づく整備が必要です。また、現在、管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の県内シェアは9割強を占め、民間による代替施設がない状況です。なお、本法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣から廃棄物の処理を適正かつ確実に行うことができる者として「廃棄物処理センター」に指定されていますが、その事業主体は、廃棄物の適正処理等の確保に資することを目的として設立された地方公共団体出資等法人とされています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の処理は排出者責任を原則とし、随時搬入される多種多様な産業廃棄物をその性状に応じて適正に処分するために、専門的知識を有する職員を育成・配置しながら社会的要請、経済動向で変化する処理需要に機動的かつ適切に対応するとともに、施設の安定した維持管理を講じていく必要がありますが、県直営ではこのような経営が困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準適合率100%	100%	基準適合率100%	基準適合率100%
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や作業標準書に基づく職員研修や特定従事者訓練の実施(年1回以上) ・処理施設の日常点検(監視、計測、測定)のほか、特別点検により不具合箇所の早期発見・補修(年2回) ・搬入廃棄物の抜取検査(年12検体)及び排水等の環境測定(毎月) ・周辺3地区地元自治会を対象とした意見交換会の開催による情報提供・コミュニケーションの推進 				
課題	設備稼働率の低下や修繕費等の経費の増加につながる突発的な不具合の発生を防止するため、日々の業務の中で予防保全的な点検・整備を実施することが必要 課題は下記のとおり ①維持管理委託業者との連携強化、②職員の現場管理能力向上、③ベテランから若手職員へのノウハウの継承・蓄積				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	次期最終処分場整備事業の進捗状況 1. 工事進捗率(総事業費161億円に対する各年度出来高の割合)	① 工事進捗率44%(出来高71億円)	32% (52億円)	75%	100%
取組内容	主な施工状況 ①土木施設工事(敷地造成工、防災調整池工、付替河川工) ②浸出水処理水放流管の敷設工事				
課題	物価上昇に伴う建設資材の高騰や工事現場の施工上の課題に対応するため、工事費が28億円の増額で161億円に、工期が1年の延期で令和7年度下半期となる見込みであるため、令和5年度実績額が52億円(32%)となったもの。 現在稼働中のいわてクリーンセンター(奥州市)から次期最終処分場に、円滑に引継ぐことが必要				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	現処分場の適切な資金管理 (維持管理積立金の積立) 1. 27億円(満期)に対する積立率	① 積立率92.8%(25億円)	92.8%	100%	—
取組内容	維持管理積立金2.5億円の積立(令和6年度で完了)				
課題	特になし (令和6年度で完了)				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県との総合調整を担える職員の育成 による事業団の自立 1. 外部研修の受講回数 2. 県との意見交換の実施回数	① 外部研修の受講回数2回以上	2回	2回以上	2回以上
		② 県との意見交換の実施回数2回以上	2回	2回以上	2回以上
取組内容	①調整力発揮研修、初めてのOJT研修 ②県資源循環推進課との意見交換会への出席、県幹部との協議への同席等				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテランから若手職員へのノウハウの継承・蓄積 ・業務の全体調整や企画立案能力を有する職員の育成 ・管理職候補者の育成 				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	8	4	4		9	4	5		11	6	5	
	小計	10	5	5		11	5	6		13	7	6	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	8			8	7			7	7			7
	小計	8			8	7			7	7			7
計		18	5	5		18	5	6		20	7	6	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1	4	3	2	1	11
	プロパー		1	3	1		1	6
	県派遣			1	2	2		5
	県OB							
	その他							
計		1	4	3	4	1	13	

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る業務量増に対応するため、職員を拡充した。

〔県の関与の状況について〕

法人運営や次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から6名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員の年齢が、40歳未満に偏っている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	8,886,088	11,415,061	13,546,250	2,131,189
流動資産	1,887,863	2,745,326	2,850,140	104,814
うち現預金	1,328,978	21,960,967	2,268,412	▲ 19,692,555
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	6,998,225	8,669,735	10,696,110	2,026,375
基本財産	10,200	10,200	10,200	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	2,611,788	2,670,711	2,856,332	185,621
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	4,376,237	5,988,824	7,829,578	1,840,754
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	4,329,973	6,387,044	7,488,151	1,101,107
流動負債	480,106	305,466	872,830	567,364
うち有利子負債	0	10,395	33,849	23,454
固定負債	3,849,867	6,081,578	6,615,321	533,743
うち有利子負債	1,477,093	3,451,780	3,760,213	308,433
正味財産	4,556,115	5,028,017	6,058,099	1,030,082
指定正味財産	850,320	1,716,225	2,931,704	1,215,479
一般正味財産	3,705,795	3,311,792	3,126,395	▲ 185,397

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収益	1,096,090	1,024,745	941,468	▲ 83,277
経常費用	1,097,437	1,181,816	972,417	▲ 209,399
事業費	1,088,634	1,172,483	963,825	▲ 208,658
うち人件費	68,095	63,881	70,185	6,304
うち支払利息	7,078	6,730	13,637	6,907
管理費	8,803	9,333	8,592	▲ 741
うち人件費	6,069	6,018	5,374	▲ 644
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 1,347	▲ 157,071	▲ 30,949	126,122
経常外収益	6,366	4,875	3,350	▲ 1,525
経常外費用	2,195	8,778	142,253	133,475
当期経常外増減額	4,171	▲ 3,903	▲ 138,903	▲ 135,000
法人税、住民税及び事業税	▲ 36,764	233,029	15,545	▲ 217,484
当期一般正味財産増減額	39,588	▲ 394,003	▲ 185,397	208,606
当期指定正味財産増減額	286,268	865,905	1,215,479	349,574
正味財産期末残高	4,556,115	5,028,017	6,058,099	1,030,082

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	1,829,386	3,833,006	4,154,693	321,687	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	31,837	411,536	437,121	25,585	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	51.3	44.0	44.7	0.7	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	393.2	898.7	326.5	▲ 572.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	16.6	30.3	28.0	▲ 2.3	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.8	0.8	0.9	0.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	6.8	5.9	7.8	1.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	100.3	86.5	84.8	▲ 1.7	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	0.0	▲ 3.1	▲ 0.5	2.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 次期最終処分場整備に係る借入金が増により、負債が増加している。 維持管理積立金の積立等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。</p> <p>【県の財政的関与について】 次期最終処分場整備費用に係る資金借入及び補助金の交付を受けている。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 ・償却済となった資産(処分場)を早期に除去処理したため、一時的に独立再採算度が減少した。 ・令和4年度は、次期産業廃棄物最終処分場整備に係る借入金の一部を前倒して借入れたため、流動資産(現金)が一時的に増加したが、令和5年度は概ね通常どおりの借入になったため、流動比率が減少した。 ・職員数を拡充したため、人件費比率が増加した。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がすでに困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としているが、民間の管理型最終処分場だけでは不足するため、公共関与施設により補完している現状である。また、産業廃棄物処理に対する県民の信頼醸成と適正処理の一層の推進を図るため、公共関与による施設整備が必要になっている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。
所管部局	中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のため職員派遣を行っている。また、派遣職員の人件費は、県の施策である循環型社会の推進に係る業務に従事しており、派遣法第6条第2項に該当するものとして県が支給することとしている。財政的関与について、次期処分場の整備は、県の施策である循環型社会の形成に不可欠であり、公益上の必要性の高い事業であることから関係部局と調整の上、貸付を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていると認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲185,397千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、十分な検討を行った。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R8.3予定

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	コロナ後による産業活動の活性化に伴い、廃棄物受入量の増加を期待したところであるが、生産活動の持ち直しの動きは足踏み状態、住宅建設や公共工事は前年度を下回っている他、リサイクルの進展も影響し、廃棄物の受入量は横ばいである。 次期最終処分場整備資金に係る借入金の償還や将来的な事業収支を踏まえ、長期収支計画の見直しを実施した。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和6年3月の長期収支計画の見直しに際して、適切に助言及び指導を行った。	R6.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R8.3予定